

第 1 条 目的

日本福祉教育・ボランティア学習学会会則第 3 条に基づき、福祉教育・ボランティア学習に関する研究と実践の発展に資することを目的とする全国大会等における研究発表（口頭発表及びポスター発表）に際して、倫理的基準を明示するために、研究倫理規定第 3 条第 2 項に基づき本ガイドラインを定める。

第 2 条 ガイドラインの性格

発表者は、本ガイドラインに沿って大会等における研究発表を行い、理事会及び大会実行委員会は、発表者がこれを遵守するよう求める。

2 本ガイドラインはすべての学会員が共有し、対話を重ねてたえず更新していくものであるため改廃は理事会において行う。

第 3 条 人を直接の対象とする研究の倫理の説明責任

発表者が、所属機関等で研究倫理審査を受けられる場合には、原則として受審するものとし、その旨を発表要旨に記載する。

2 所属機関等で研究倫理審査を受けられない場合には、以下の点を守るものとする。

(1) 研究協力者に対して投稿前に研究の目的と内容、公表の方法について説明を行い同意を得る。その際、同意を得たことを確認できる根拠資料を保存した上で、同意を得た方法を論文中に記載する。

(2) 調査で得られたデータについては厳重に保管し、また責任をもって処分する。

(3) 研究協力者の匿名性に配慮しなければならない。但し、実名掲載が研究上必要であることについて、研究者並びに研究協力者の双方が同意した場合はその限りではない。

第 4 条 人権への配慮

発表者は、研究過程および結果の公表にあたって、関係者の基本的人権と尊厳に対して敬意を払わなければならない。

2 発表者は、差別的あるいは不適切と考えられる用語であるかどうかに関して理解を深めなければならない。

第 5 条 倫理チェックの施行

理事会及び大会実行委員会は、研究発表に倫理の逸脱がないことを確認する。逸脱の恐れがあった場合は、理事会及び大会実行委員会において処理する。

本ガイドラインは、令和元年 11 月 23 日より施行する。

以上